

# 有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち 大型クラゲ緊急対策事業計画

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

## 1. 事業名

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業

## 2. 事業の目的

我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減するため、駆除事業および陸上処理事業を行う。なお、本事業の対策は、大型クラゲによる広域的な漁業被害の防止及び軽減を目的とし、都道府県との間で適切な役割分担を図るものとする。

## 3. 事業の実施及び実施体制

本事業は、有害生物漁業被害防止総合対策基金の管理を行う特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下、「水漁機構」という。）が水産庁との協議に基づき大型クラゲ大量出現年であると判断された場合に限り執行する。執行に当たっては、水漁機構が設置する有害生物漁業被害防止検討委員会において基金の発動の承認を受けるものとする。

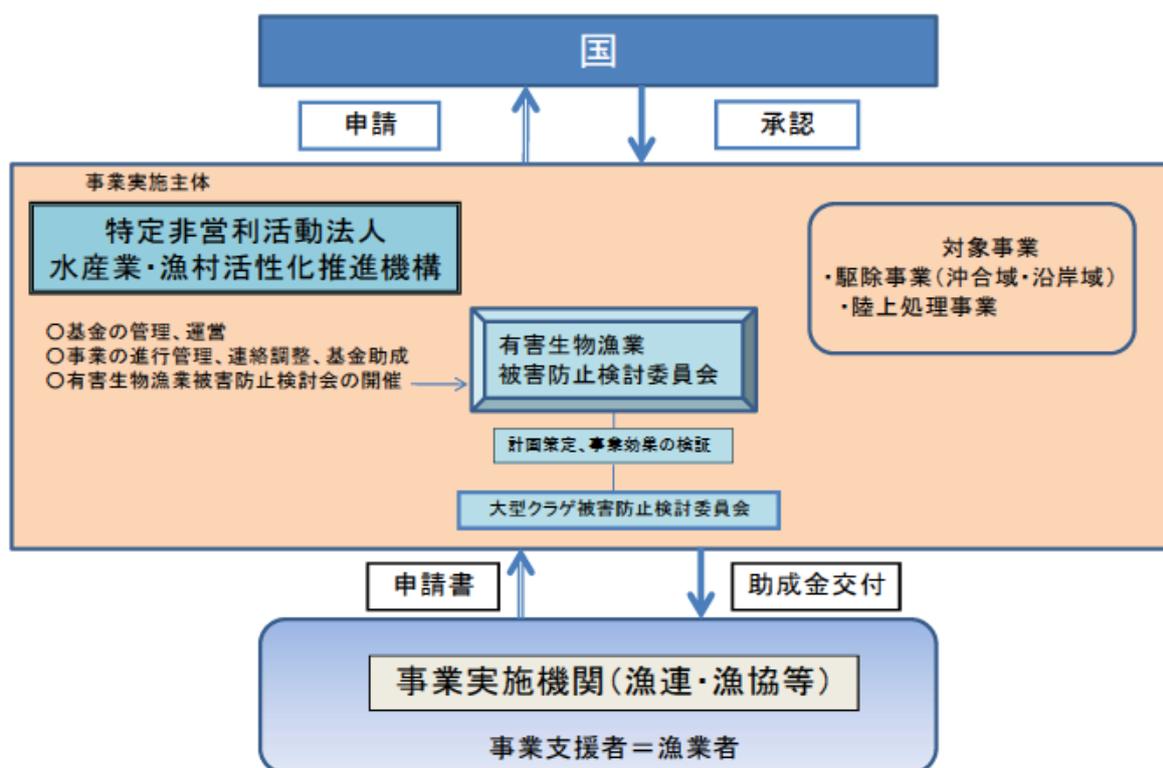


図1 実施体制

#### 4. 本事業計画の適用期間

本事業計画の適用期間は、平成30年度から平成32年度までとする。

#### 5. 事業実施期間

国の会計年度（毎年4月1日～翌年3月31日）とし、事業開始日は、基金の発動の承認を受けた日とし、事業実施機関においては水漁機構が交付決定を通知した日とする。

#### 6. 実施要件

##### （1）駆除実施に係る実施要件

大型クラゲの駆除の実施に当たっては、次の条件を全て満たさなければならない。

- ① 特定の時期、場所等で駆除を行うことが広域的な漁業被害の防止・軽減に効果的であると認められること。
- ② 駆除計画の策定には、関係する都道府県、漁業団体、研究機関、事業実施機関及び漁業者等が参画し、連携して駆除を行う体制を構築すること。
- ③ 各都道府県の沿岸漁場近海域における駆除等の対策については、その都道府県又は当該都道府県の漁業関係者が自主的に行っていること。

##### （2）実施手法及び設備等の要件

補助対象となる洋上駆除、陸上処理の方法、駆除漁具、駆除効果促進ネット、陸上処理機材は、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく普及段階のものであると認められるものでなければならない。

また、洋上駆除は、通常の漁労とは完全に分離して実施しなければならない。

#### 7. 事業の内容

##### （1）駆除事業

大型クラゲの分布・移動等を踏まえ、広域的な観点から発生源に近い海域または出現頻度の高い海域等の、より効果的・効率的に駆除することが可能な海域において、駆除及び駆除漁具等の導入を行い、被害の防止・軽減を図る。

##### ① 駆除漁具等の導入

水漁機構が認める駆除漁具（駆除網、専用鈎・鎌等）及び大型クラゲ駆除効果促進ネット（従来の改良漁具の改称）の導入を行う。

なお、駆除漁具等とは、有害生物漁業被害防止総合対策事業において認定を受けた底曳網漁船等で使用する駆除網、駆除専用で作られた鈎及び鎌等の駆除漁具、定置網等における大型クラゲの混獲や大型クラゲによる漁具破損等の被害を軽減・回避するための大型クラゲ駆除効果促進ネットを指す。

##### ② 大型クラゲ駆除

各都道府県の沖合及び沿岸漁場において、水漁機構が設置する大型クラゲ被害防止検討委員会で策定する「大型クラゲ洋上駆除指針」及び「大型クラゲの沿岸域における洋上駆除の出動基準について」(定置網・小型底曳網の入網個体数を基準化)に従い、基準を超えた場合に漁船を用い、定置網漁場及び底曳網漁場等で洋上駆除を実施する。

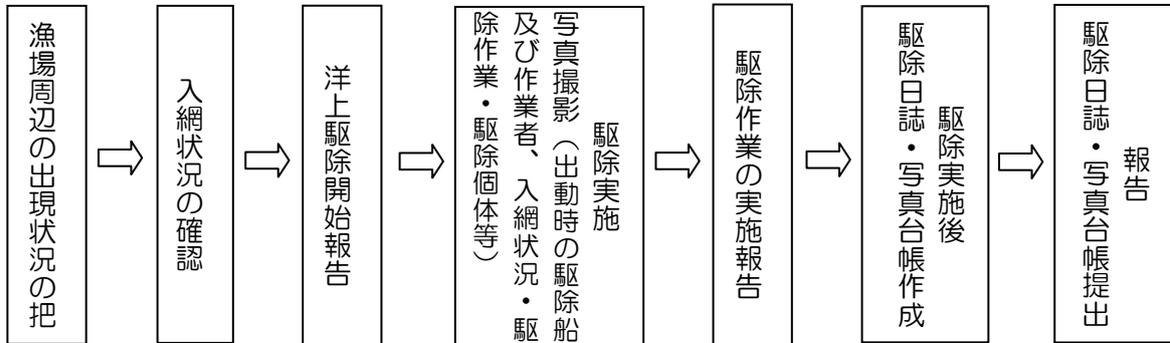


図2 洋上駆除作業の手順

## (2) 陸上処理事業

陸揚げされた大型クラゲを回収し水分を除くなど処理した後、廃棄物処理法に準拠した処理施設へ運搬し、処理または有効利用(陸揚げされた大型クラゲの処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄(焼却・埋設)以外の方法で資源化すること)を行う。

## 8. 事業予算

水漁機構が保有し管理する基金592百万円の範囲内で、出現状況に応じて計画に基づき効果的・効率的に運用するものとする。

## 9. 補助率

駆除事業における大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入に要する経費及び陸上処理事業における陸上処理機材導入に要する経費については、「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」(第3の4-9-(3))に基づき補助率2分の1以内とし、これら以外の経費については、定額補助とする。

## 10. 補助対象経費

補助対象経費の範囲については、「有害生物漁業被害防止総合対策事業に係る公募要領」に準ずるものとする。

### (1) 駆除事業費

- ① 駆除漁具等の導入経費
- ② 駆除実施計画策定等に要する経費
- ③ 駆除に要する経費

◆対象費目

設備備品費（大型クラグ駆除網、大型クラグ駆除効果促進ネット等）、消耗品費（専用の鈎鎌他）、賃金、旅費、役務費、委託費、用船料、燃油費、その他

(2) 陸上処理事業費

- ① 運搬経費
- ② 処理用機材の導入経費
- ③ 処理及び有効利用に要する経費

◆対象費目

賃金、設備備品費（陸上処理機材）、消耗品費、役務費（運搬費、処理費等）、その他

(3) 補助対象としない経費

本事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助対象としないものとする。

- ① 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ② 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 補助金の交付決定前に支出される経費
- ④ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）
- ⑤ その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 11. 事業運営上の留意事項

(1) 取得財産等の管理要件

補助対象経費の設備備品費により50万円以上で取得し、または効用の増加した財産（取得財産等；本事業では駆除網、駆除効果促進ネット、陸上処理機材が相当する。）については、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）に定める処分制限期間内において、財産管理台帳を作成し、事業終了後も善良な管理者の注意を持って管理し、目的と異なる他の用途への使用、処分（廃棄、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供）を行ってはならない。

(2) 区分経理等

本事業以外の経理と明確に区分した上で、収支状況を明らかにした会計帳簿及び関係する証拠書類または証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管する。

(3) 補助金の支払方法

補助金の支払い方法は、精算払とする。なお、事業実施機関が事業の円滑な運営に必要な場合で、水漁機構が適当であると認められる場合において概算払を行うものとする。

## 12. 事業の事務手続き

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（第3の4-9-(3)）に基づく事務手続きの流れは、図3に示すとおりである。申請等に係る具体的な手続きについては、別添の「申請等の手引き」に従って行うものとする。

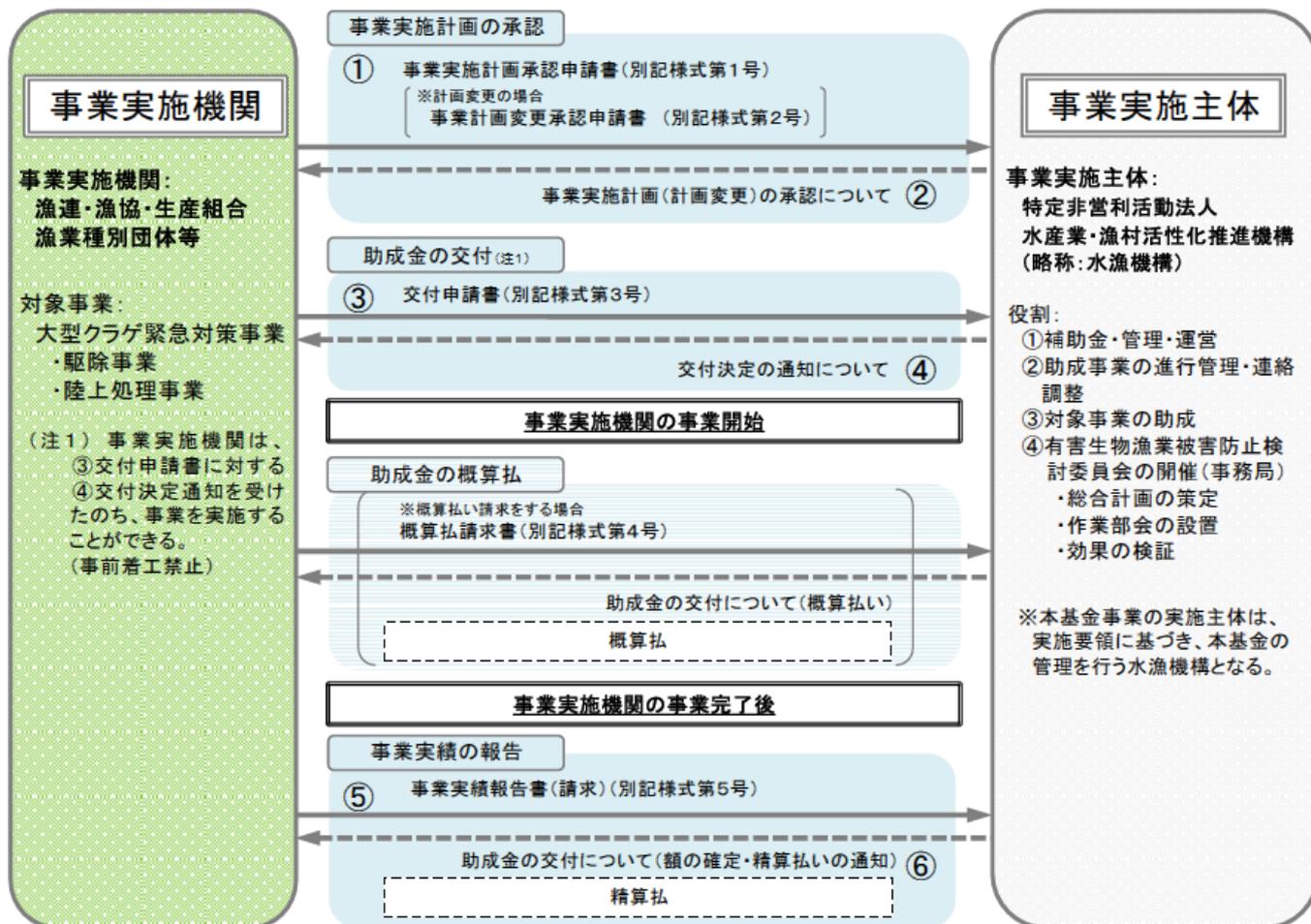


図3 事務手続きの流れ

## 13. 関連規定

- ①水産関係民間団体事業補助金交付要綱
- ②水産関係民間団体事業実施要領
- ③水産関係民間団体事業実施要領の運用について（第3の4-9-(3)）
- ④有害生物漁業被害防止総合対策事業に係る公募要領
- ⑤有害生物漁業被害防止総合対策事業交付規則及び実施細則

※水漁機構 HP 掲載 ([http://www.fpo.jf-net.ne.jp/youmu/youmu\\_top.html](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/youmu/youmu_top.html))